

登記手続案内について

登記の申請書の様式・作成方法については、
「法務局ホームページ」でご案内しています。

法務局ホームページ
(不動産登記
申請手続)へ



クリック!

法務局ホームページ
(商業・法人登記
申請手続)へ



クリック!

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html> <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>
上記ホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になった上でご不明な点がございましたら、
「登記手続案内」をご利用ください。

予 約

- ・登記手続案内は予約制です。
- ・あらかじめ、電話又は窓口で日時を予約してください。

対象者

- ・登記申請を予定しているご本人様
(疾病等によりご本人様が来庁できない場合、そのご親族様)

案内時間

- ・案内時間は、20分以内でお願いします。

案 内 容

- ・申請書の書き方、必要な書類等について一般的な説明のみ行います。
- ・申請書は、ご案内後、ご自宅又は所定の場所にてご自身で作成願います。

ご注意

- ・案内窓口では、申請書及び添付書面の事前確認(事前審査)はできません。
「審査」は、申請の受付後、登記官が法律等に基づき行います。
- ・代理申請を繰り返すと法律違反となる場合があります。

司法書士

への依頼

- ・兵庫県司法書士会では、県内各地で無料相談会を実施しています。
◇兵庫県司法書士会総合相談センター
TEL078-341-2755・平日午前9時から午後5時
- ・登記申請の代理又は申請書の作成については、必要に応じて、司法書士に依頼することができます。